

建設局災害復旧等功労者 選定基準

建設局災害復旧等功労者公表要綱実施細目第2に基づき、選定基準を定める。

I. 公表の対象

1. 対象となる大規模災害等は、原則として激甚災害に指定された災害とし、東京都災害対策本部の設置状況等も踏まえ、各事務所への内申依頼時等に定めるものとする。
2. 次の（１）の団体、（２）の工事、（３）又は（４）の委託であること。
 - （１）対象となる大規模災害等に対し、迅速な復旧や現場状況に応じた適切な対応等で災害復旧に寄与したものを局長表彰とする。
 - （２）「東京都工事成績評定要綱」第5条（評定の実施）に定める総評定点が75点以上のもの（単価契約工事も含む）を局長表彰、総評定点が70点以上のもの（単価契約工事も含む）を各事務所長表彰とする。
 - （３）「東京都設計等委託成績評定要綱」第5条（評定の実施）に定める設計等委託成績評定報告書における総評定点が75点以上のものを局長表彰、総評定点が70点以上のものを各事務所長表彰とする。
 - （４）別紙「業務委託成績評定書」における総評定点が90点以上のものを局長表彰、総評定点が85点以上のものを各事務所長表彰とする。
3. 次の場合は、選定対象外とする。
 - （１）当該事業者※¹が、社会的に影響のある不祥事を起こし、公表対象年度及び公表日までに明らかと（新聞報道等）された場合。
 - （２）当該事業者※¹が、事故又は成績不良に起因する指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに東京都及び国土交通省関東地方整備局より受けた場合。（公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。）
 - （３）当該事業者※¹が、事故以外の事由を起因とする指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに東京都及び国土交通省関東地方整備局より受けた場合。（公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。）
 - （４）当該工事等において、重大事故※²を起こした場合。
 - （５）当該工事の工事成績評定において、法令違反等による減点がある場合。

※¹ 当該事業者とは、JV（建設共同企業体）の場合においては、全ての構成会社を指す。

※² 建設局工事安全対策員会で定める「重大事故」を指す。

重大事故：社会的に影響のある事故又は著しく安全管理を怠ったことによる事故

II. 建設局災害復旧等功労工事等公表の手続

1. 各事務所からの各所管部への内申について

各事務所からの各所管部への内申は、各事務所でI公表の対象を満たした団体、工事及び委託の全ての案件とする。

2. 各所管部から局長への推薦について

各所管部から局長への推薦は、各事務所より各所管部に内申されたものの内から選定する。

Ⅲ. 記載項目

賞状等への記載項目は下記項目とする。なお、団体に贈呈する賞状等には団体名のみ記載するものとする。

- 1 工事・委託件名
- 2 受注者・受託者名
- 3 現場代理人名(委託は代理人名)
- 4 主任技術者等※³名(委託は主任技術者名)

※³ 主任技術者等とは主任技術者又は監理技術者